

メール件名：

・「ぎふ食卓の安全・安心メールマガジン（R8. 8. 6）」

ぎふ食卓の安全・安心メールマガジン

第276号 令和8年8月6日

1 食卓の安全・安心ニュース（第5号）を発行しました。

県では、食品のリスク対策に役立つ情報の提供のため、「食卓の安全・安心ニュース」を発行しています。

今回は「知っていますか？農薬が安全に使われるまで」というテーマでお送りします。

農作物を病気や害虫から守るために使う薬などのことを農薬といいます。農薬は使う量や使える時期、回数といった使用基準と、野菜に残ってもいい農薬の量である残留農薬基準の2つが決められています。

岐阜県では、毎年県内に流通する食品を対象に、国が定めた残留農薬の基準値を超えた食品がないか、検査しています。検査の結果は岐阜県のホームページで公開されているので、ぜひご確認ください。

他にも、ニュースでは「農薬のルールとは・・・？」等について、博士とQ子の会話形式でわかりやすく紹介しておりますのでぜひご覧ください。

◇食卓の安全・安心ニュースは岐阜県公式ホームページでご覧いただけます。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/509020.pdf>

◇食卓の安全・安心ニュースのバックナンバーはこちら

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/7309.html>

2 消費期限と賞味期限の違いを理解しましょう

お店で買った食品の袋や容器には、消費期限か賞味期限のどちらかが表示されています。

消費期限は、「安全に」食べられる期限のことをいい、お弁当やサンドイッチなど、いたみやすい食品に表示されています。消費期限を過ぎた食品は食べないようにしましょう。

一方、賞味期限は「おいしく」食べられる期限のことをいい、スナック菓子やカップ麺など、いたみにくい食品に表示されています。賞味期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではありません。

消費期限も賞味期限も、袋や容器を開けないで、書かれたとおりに保存した場合の期限です。一度開けた食品は期限に関係なく早めに食べるようにしましょう。

詳細は下記リンクをご覧ください。

◇消費期限と賞味期限（農林水産省）

https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kodomo_navi/featured/abc2.html

○添付ファイル（PDF）を開くには AcrobatReader が必要です
お持ちでない場合は、以下よりダウンロードしてください。

<http://www.adobe.com/jp/products/acrobat/readstep2.html>

○メールマガジンのバックナンバーはこちら

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1364.html>

○配信中止・配信先変更

<mailto:c11222@pref.gifu.lg.jp> までお知らせください。

[ぎふ食卓の安全・安心メールマガジン]

編集・発行：岐阜県健康福祉部生活衛生課

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1

電話：058-272-8284 FAX：058-278-2627

E-mail：c11222@pref.gifu.lg.jp
